

## 【前文】

## ＜自然環境＞

私たちが暮らす青森県は、本州の最北に位置し、三方を太平洋、日本海、津軽海峡に囲まれ、津軽半島と下北半島の間には陸奥湾が広がっています。

世界自然遺産である白神山地をはじめ、八甲田山系や岩木山などの雄大な山々が連なり、岩木川、馬淵川などの河川が平野を潤しながら海へと注ぎ、十和田湖や十三湖、小川原湖が、多様な景観に彩を添えています。

## ＜過去の災害・災害リスク＞

しかし、こうした豊かな自然は、私たちに農林水産業をはじめとする多くの恩恵をもたらす一方で、東日本大震災などの大規模災害や豪雨・豪雪\*などによる大きな被害をもたらしてきました。

今後、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による県内全域での甚大な被害の発生が想定\*される中、三方を海に囲まれ県土全体が半島地形という脆弱性を抱える我が県は、孤立地域の発生をはじめとする様々な災害リスクにさらされています\*。

※「Aomori 防災・減災強化 Action Program」（R7.1.17）知事記者会見、R3青森県地震・津波被害想定調査

## ＜公助の意思表示・公助の限界＞ &gt;R7防災白書 P52

こうした災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県は、災害発生に際して、国、市町村、関係機関等と連携し、全力で被災者の救助や支援に取り組みます。

しかし、災害の規模が大きいほど、県や市町村による「公助」の支援が行き届くには時間がかかります。

## ＜自助・共助の重要性＞ &gt;R7防災白書 P52

災害から自分自身や大切な人の命を守るためには、「公助」による支援を待つだけではなく、自分自身や地域の力、すなわち「自助」や「共助」の力で対応することが求められます。

県民一人ひとりが災害のリスクを正しく認識の上、防災意識を共有し、地域が一体となって防災対策に取り組むことを通じて防災力の向上を図っていくことが重要です。

## ＜宣言＞

ここに、私たちは、防災に関する基本理念を広く共有し、地域の防災力を高め、主体的な防災活動を促進することにより、災害に強い青森県づくりを実現するため、この条例を制定します。

## 【目的】

(目的) > 災対法第1条(目的)・第2条の2(災害対策の基本理念) / 青森県地域防災計画第1章～第2章、第4章

第1条 この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を守るための防災対策(以下「防災対策」という。)について、基本理念を定め、県民、事業者、自主防災組織等(以下「県民等」という。)、県及び市町村の責務を明らかにするとともに、県民等による防災活動及び当該防災活動の促進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民等の主体的な防災活動を促進させ、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 【定義】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 防災支援団体 防災に関する支援活動を行う団体をいう。
- (4) 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他の地域における防災組織をいう。
- (5) 事業者 県内において事業を行う、国、県及び市町村を除く法人及び個人をいう。
- (6) 自助 県民及び事業者が自らを災害から守ることをいう。
- (7) 共助 県民等及び防災支援団体が協力して県民を災害から守ることをいう。
- (8) 公助 災害に関する県、市町村その他公的機関が行う支援をいう。
- (9) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

## 【基本理念】

(基本理念) > 災対法第2条の2(災害対策の基本理念) / 青森県地域防災計画第1章第1節(計画の目的)

第3条 防災対策は、自助、共助及び公助を基本とし、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 自分の命は自分で守る<sup>※</sup>こと。 ※R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_立岡委員発言
- (2) 県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、他者の人格と個性を尊重して行動する<sup>※</sup>こと。 ※R7\_防災白書P73、R7.6.24\_第1回防災条例検討会議\_小山内委員、駒井委員発言
- (3) 災害の発生を想定し、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る<sup>※</sup>こと。  
※R7.6.24\_第1回防災条例検討会議\_立岡委員、中里委員発言
- (4) 県、市町村及び防災支援団体が相互に連携し<sup>※</sup>、協力して取り組むこと。  
※R7.6.24\_第1回防災条例検討会議\_小山内委員発言
- (5) 人口減少や高齢化等により<sup>※1</sup>、消防団及び自主防災組織等の担い手不足等、地域の防災力の低下が見込まれる<sup>※2</sup>本県の社会特性を考慮すること。  
※1 青森県基本計画P5、P102  
※2 「Aomori 防災・減災強化 Action Program」(R7.1.17) P4

(6) 積雪寒冷地域であり、2つの大きな半島を有し、かつ三方を海に囲まれ県そのものが半島地形である本県の地域特性を考慮する<sup>※</sup>こと。

※「Aomori 防災・減災強化 Action Program」(R7.1.17) 知事記者会見

## 【各主体の責務】

▶ 災対法第2条の2 (災害対策の基本理念)

(県民等の責務) 青森県地域防災計画第1章第4節 (各機関の実施責任)

第4条 県民等は、前条に定める防災対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、日常的に自助を実践するとともに、自主防災組織等による共助の活動並びに自助及び共助の促進に関する県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

▶ 災対法第2条の2 (災害対策の基本理念)、災対法第4条 (都道府県の責務)

(県の責務) 青森県地域防災計画第1章第4節 (各期間の実施責任)

第5条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、他の都道府県、市町村及び防災支援団体と連携し<sup>※</sup>、地域防災計画(法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。)に定める事項を着実に実施するとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するものとする。

※R7.6.24\_第1回防災条例検討会議\_葛西委員、小山内委員、駒井委員、中里委員発言

▶ 災対法第2条の2 (災害対策の基本理念)、災対法第5条 (市町村の責務)

(市町村の責務) 青森県地域防災計画第1章第4節 (各期間の実施責任)

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県、他の地方公共団体及び防災支援団体と連携し<sup>※</sup>、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るものとする。

※R7.6.24\_第1回防災条例検討会議\_葛西委員、小山内委員、駒井委員、中里委員発言

## 【県民等の防災活動 ～事前の備え～】

### ○〔自助／県民〕防災知識の習得等

▶ 災対法第7条第3項 (住民等の責務)

(防災知識の習得等) 青森県地域防災計画第3章第6節 (防災教育及び防災思想の普及)、第8節 (防災訓練)、第9節 (避難対策)、第18節 (防災ボランティア)

第7条 県民は、防災に関する正しい知識<sup>※1</sup>及び技能の習得<sup>※2</sup>のため、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。 ※1 あおりおまもり手帳全般

※2 あおりおまもり手帳 P54、P55、P56、P57

2 県民は、自らが生活する地域において、国、県、市町村及び法第2条第6号に定める指定地方公共機関が提供する防災に関する最新<sup>※1</sup>の情報を活用<sup>※2</sup>して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所<sup>※3</sup>、避難所<sup>※4</sup>、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認する<sup>※3</sup>とともに、安否確認に関する家族との連絡の方法<sup>※5</sup>等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

※1 R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_北向委員、中里委員発言 ※2 あおりおまもり手帳 P48、P49、P110、P111

※3 あおりおまもり手帳 P118 ※4 R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_立岡委員発言

※5 あおりおまもり手帳 P46、P47、P106

## ○〔自助／県民〕生活物資の備蓄等

➤ 災対法第7条第3項（住民等の責務）

（生活物資の備蓄等）

青森県地域防災計画第3章第6節（防災教育及び防災思想の普及）、第10節（災害備蓄対策）

第8条 県民は、災害時に自らが必要とする水、食料、救急用品その他の物資を備蓄し、並びに災害及び防災に関する情報を収集する手段を確保するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておく\*よう努めるものとする。

※あおりおまもり手帳 P94～P99、R7.6.24\_第1回防災条例検討会議\_小山内委員発言

## ○〔自助／県民〕消防団及び自主防災組織等の活動への参加

➤ 災対法第7条第3条（住民等の責務）

消防組織法第1条（消防の任務）、第18条（消防団）

青森県地域防災計画第3章第5節（自主防災組織等の確立）

第6節（防災教育及び防災思想の普及）

あおりおまもり手帳 P109

（消防団への入団及び自主防災組織等の活動への参加）

第9条 県民は、消防団及び自主防災組織等の活動を理解し、積極的に入団及び参加するよう努めるものとする。

## ○〔自助／事業者〕災害を想定した事業者の対応等

➤ 災対法第7条第3条（住民等の責務）

青森県地域防災計画第3章第6節（防災教育及び防災思想の普及）、

第7節（企業防災の促進）、R7 防災白書 P67

（災害を想定した事業者の対応等）

第10条 事業者は、災害が発生した場合においても従業員の命を守り、事業活動を継続させつつ、必要に応じて災害支援に資する活動を行うことができるよう、水、食料、救急用品その他の災害時に従業員が必要とする物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材の整備及び点検並びに当該資機材を活用した訓練を定期的に実施する\*よう努めるものとする。

※R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_北向委員発言

2 事業者は、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員の消防団又は自主防災組織等の活動への参加にできる限り配慮し\*、環境整備に努めるものとする。

※R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_小山内委員発言

## ○〔自助／県民、事業者〕建築物の倒壊等による人的被害の防止等

➤ 災対法第7条第3条（住民等の責務）、

建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条（建築物の所有者の努力義務）

青森県地域防災計画第3章第6節（防災教育及び防災思想の普及）

あおりおまもり手帳 P102～P104

（建築物の倒壊等による人的被害の防止等）

第11条 県民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物の倒壊等により人的被害が生じることのないよう、必要に応じ当該建築物の倒壊防止その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、家具等（事業の用に供するものを含む。）の転倒、落下、飛散等による人的被害が生じることのないよう、必要に応じ当該家具等の転倒防止その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ○〔共助〕自主防災組織等の活動促進

- 災対法第5条第2項（市町村の責務）、  
災対法第49条の11第2項（名簿情報の利用及び提供）  
青森県地域防災計画第3章第5節（自主防災組織等の確立）

### （自主防災組織等の活動促進）

第12条 自主防災組織等は、市町村その他関係機関、事業者及び防災支援団体と連携し<sup>※</sup>ながら、防災知識の普及、防災訓練その他の防災対策を地域の実情にあわせて日常的に行うとともに、地域における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ要支援者に関する情報の把握に努めるものとする。

※R7.6.24\_第1回防災条例検討会議\_葛西員、小山内委員、駒井委員、中里委員発言

## 【県民等の防災活動 ～発災前後の避難行動～】

- 災対法第7条第3項（住民等の責務）、災対法第60条第1項～第3項（市町村長の避難の指示等）  
青森県地域防災計画第3章第9節（避難対策）

### （避難行動） あおりおまもり手帳 P18～P41

第13条 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに安全な場所に避難する<sup>※</sup>こととし、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

※R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_立岡委員、葛西委員、北向委員、中里委員発言

2 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、自ら防災に関する正しい情報を収集し、必要に応じ地域住民に速やかに伝達する<sup>※1</sup>とともに、避難を要すると判断したときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて自主的に安全な場所に避難する<sup>※2</sup>こととし、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。

※1 R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_北向委員、中里委員発言

※2 R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_立岡委員、葛西委員、北向委員、中里委員発言

3 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域における正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達する<sup>※</sup>とともに、避難の誘導、初期消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

※R7.8.8\_第2回防災条例検討会議\_北向委員、中里委員発言

## 【県民等の防災活動 ～避難生活～】

- 災対法第7条第3項（住民等の責務）、  
同法第86条の6（避難所における生活環境の確保）、  
第86条の7（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）  
青森県地域防災計画第3章第9節（避難対策）  
あおりおまもり手帳 P61～P63

### （避難所等における生活環境の確保）

第14条 県民及び自主防災組織等は、防災支援団体と連携して主体的に避難所その他の一定期間生活を送る場所（以下「避難所等」という。）の運営に携わるとともに、避難所等に滞在する被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮しつつ<sup>※</sup>、避難所等における良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。

※R7.6.24\_第1回防災条例検討会議\_小山内委員、駒井委員発言

## 【自助・共助の促進に関する県の施策】

➤青森県基本計画 P106、P107

### （防災活動の促進に関する県の施策）

「Aomori 防災・減災強化 Action Program」 (R7.1.17) P4~P5

第 15 条 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 県民が防災に関する正しい知識及び技能習得のための研修等の実施及び県民の防災活動を促進させるために必要な人材の育成
- (2) 県民が行う生活物資の備蓄の促進に関する普及啓発
- (3) 消防団員の確保及び自主防災組織等の設立に向けた県民への普及啓発
- (4) 事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進
- (5) 事業者が行う備蓄の促進並びに資機材の整備及び点検に関する普及啓発
- (6) 消防団及び自主防災組織等の活動に関する事業者の理解促進
- (7) 建築物の倒壊及び家具等の転倒による人的被害の防止に関する県民、事業者への普及啓発及び対策の促進
- (8) 自主防災組織等の充実に向けた支援
- (9) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、情報の収集及び県民等への速やかな提供
- (10) 要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた市町村、自主防災組織等への必要な支援
- (11) 避難所等の良好な生活環境を確保するための市町村と連携した環境整備
- (12) 前各号に掲げるもののほか、県民等による自助及び共助の促進に資する施策

## 【防災啓発期間】

➤R7 防災白書 P58

### （防災ウィーク）

「Aomori 防災・減災強化 Action Program」 (R7.1.17) P5

第 16 条 県は、県民等による防災活動の一層の充実を図るため、県民等が主体的に防災活動に取り組む期間を設けるものとする。

2 県民等は、前項の期間中の取組を通じて、自らの防災力の向上を図るよう努めるものとする。

## 【財政上の措置】

### （財政上の措置）

第 17 条 県は、前 2 条による県民等による自助及び共助の促進のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。